R04-24　改訂　農業者の消費税 －届出から申告・納付まで－　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 章立て | 改訂概要 |
|  | はじめに | ・インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に伴う対応を追加、今回の改訂内容等を更新 |
| Ⅰ 消費税のあらまし | | |
| 3  4  11  13  18  19  19  21  22  24 | ３ 軽減税率制度  （１）軽減税率制度の実施  （２）軽減税率の対象品目の概要  ９ 事業者免税点制度  10 課税事業者の選択  （２）インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入と課税事業者の選択  12 消費税の総額表示義務  13 納付税額の計算方法と一般課税・簡易課税  （１）納付税額の計算の基本  （２）一般課税と簡易課税  14 帳簿及び請求書等の保存義務  参考「消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表」 | ・図表「（参考）消費税に係る制度改正に関連するスケジュール」を削除  ・表中の表記を見直し（軽減税率（８％適用）／枝肉・内臓（皮は標準税率→食肉）、標準税率（10％適用）／肉用子牛・育成牛（生体のまま販売）→肉用牛などの生きた家畜）  ・「基準期間」の更新（個人事業者は課税期間の前々年。令和２年が課税期間である場合には、平成30年分→個人事業者は課税期間の前々年。令和４年が課税期間である場合には、令和２年分）、「当課税期間の前年」の更新（令和２年が課税期間である場合には、平成31・令和元年→令和４年が課税期間である場合には、令和３年）  （新　設）  ・「インボイス制度導入の影響」「課税事業者選択の判断要素」「農事組合法人や任意組合の組合員（構成員）等の留意点」「参考：インボイス制度に係る税制改正予定事項」の項目及び説明を追加  ・「総額表示義務の緩和」（令和３年３月31日までの経過措置）を削除  ・表題下に「令和５年度税制改正予定事項であるインボイス制度導入に係る負担軽減措置（時限措置）の適用を受ける事業者は、ここでの記述内容と異なる部分があります。16ページを参照して下さい。」の注釈を追加  ・用語説明「課税仕入れ」で、「免税事業者や消費者からの資材や中古品等の仕入れも課税仕入れに該当しますが、令和５年10月のインボイス制度の導入後は、仕入税額控除の対象とはなりません」との説明を追加  ・「必要な手続き」の「簡易課税制度を選択しようとするとき」の※①に「また、インボイス制度の実施により、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録にあわせて「簡易課税制度の届出の特例」を受ける場合」の説明追加  ・表題下に「令和５年度税制改正予定事項であるインボイス制度導入に係る負担軽減措置（時限措置）の適用を受ける事業者は、ここでの記述内容と異なる部分があります。16ページを参照して下さい。」の注釈を追加  ・「となるとともに、帳簿上、仕入税額控除の対象となる課税仕入れ等であるか否かの区分が新たに必要となります」の説明を追加  ・「１農業収入」の注釈（※１　令和元年９月30日までの売上げについて、委託販売手数料を控除した残額を収入金額としているときは、委託販売手数料を控除した金額を記入します。）を削除 |
| Ⅱ　経理処理と帳簿等の記載事項 | | |
| 26  35  37 | 1 消費税の経理方式  ６ 帳簿及び請求書等の記載事項 | ・「インボイス制度導入後の税抜経理方式では、経費・仕入れ等の支払い金額と区分した消費税額（仮払消費税）のうち、仕入税額控除の対象とならない免税事業者や消費者からの仕入れ等に係る税額相当分を、経費本体に繰入れる経理処理が別途、必要になる」との「なお書き」を追加  ・帳簿記載事項に「加えてインボイス制度導入後は、課税事業者にあってはその課税仕入れ等が仕入税額控除の対象となるか否かの区分」を追加、「なお書き」として「一般的な農産物の販売など、売上げに軽減税率の対象品目が含まれる揚合、免税事業者であっても、買い手から区分記載請求書等の発行を求められることがあります。」を追加  （新　規）  ・「【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】（令和５年10月１日より）」の項目を追加し、適格請求書の内容、発行事業者、交付義務が免除される場合等の説明を追加 |
| Ⅲ　消費税の確定申告書等の作成手順（国税庁ＨＰ・確定申告書等作成コーナーを利用して） | | |
| 43  45  52  54  58  69  78  80  84  91 | 1「農業課税取引金額計算表（試算用）」の作成  2 消費税の確定申告書等の作成例（国税庁ＨＰ・確定申告書等作成コーナーを利用して）  （２）トップページから条件判定まで  （３）一般課税の場合の入力  （４）簡易課税の場合の入力  （５）納税地等入力（一般課税・簡易課税  共通）  （６）申告書等印刷（一般課税・簡易課税  共通）  （一般課税用の例／84～90ページ）  （簡易課税用の例／91～96ページ） | ・〈ここがポイント〉「令和元年10月１日をまたぐ委託販売の税率の適用は？」を削除  ・「所得税青色申告決算書」の様式を更新、「農業課税取引金額計算表（試算用）作成例」「課税取引金額計算表」を更新（「Ｒ１．９．30以前　うち旧税率６．３％適用分の欄」を削除）  ・設例の枠内に「③令和元年９月30日以前の旧税率（6.3％）が適用される取引はありません。」を追加  ・「国税庁ＨＰ・確定申告書等作成コーナー」の入力結果画面を全て更新  　　　同　上  　　　同　上  　　　同　上  　　　同　上  ・「第３－（1）号様式　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書　第一表」「第３－（2）号様式　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書　第二表」「付表１－３　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表　一般」「付表２－３　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表　一般」「課税売上高計算表　表ロ」「課税仕入高計算表　表ハ」「課税取引金額計算表　表イ－２」の出力帳票を全て更新  ・「第３－（3）号様式　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書　第一表」「第３－（2）号様式　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書　第二表」「付表４－３　税率別消費税額計算表　兼　地方消費税の課税標準となる消費税額計算表　簡易」「付表５－３　控除対象仕入税額等の計算表　簡易」「課税売上高計算表　表ロ」の出力帳票を全て更新 |
| Ⅴ　届出書の記入例 | | |
| 98  99 | 表「消費税の主な届出書及び手続き」 | ・「免税事業者が「適格請求書発行事業者」として登録を受ける際の届出書提出に関する特例」の注釈を追加  ・「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」「消費税課税事業者選択届出書」「消費税課税事業者選択不適用届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」「事業廃止届出書」の全様式と記入例を更新 |
|  | 全国農業図書のご案内 | （新　設）  ・税制・農業簿記関係全国農業図書の概要及び二次元コードを紹介 |

※）上記の他にも内容の変更、表記の見直し等を行っています。